

入札説明書

産業廃棄物処理業務一式に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該調達に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

1 競争入札に付する事項
入札公告のとおり。

2 競争参加資格

本業務の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度全省庁統一の一般競争参加資格において「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。また、競争参加を希望する地域において、「四国」を選択している者であること。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の4第6項の規定に基づき、次に掲げる特別管理産業廃棄物を事業範囲とする特別管理産業廃棄物処分業の許可を有している者であること。

ただし、共同企業体を結成する場合にあっては、次に掲げる特別管理産業廃棄物のいずれかを事業範囲とする産業廃棄物処分業の許可を構成員のいずれかの者が有し、特別管理産業廃棄物を事業範囲とすることを満たしていること。

・ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（重金属、有機塩素化合物、PCB、農薬、セレン、ダイオキシン類などの一定濃度を超過して含むもの。）

(5) 廃棄物処理法第14条の4第1項の規定に基づき、上記2(4)に掲げる特別管理産業廃棄物を事業範囲とする都道府県知事及びその特別管理産業廃棄物の中間処理を行う施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。

ただし、共同企業体を結成する場合にあっては、上記2(4)に掲げる特別管理産業廃棄物を事業範囲とする都道府県知事又はその特別管理産業廃棄物の中間処理を行う施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を構成員のいずれかの者が有し、特別管理産業廃棄物を事業範囲とすることを満たしていること。

- (6) 廃棄物処理法第14条第6項の規定に基づき、次に掲げる産業廃棄物を事業範囲とする産業廃棄物処分業の許可を有している者であること。

ただし、共同企業体を結成する場合にあっては、次に掲げる産業廃棄物のいずれかを事業範囲とする産業廃棄物処分業の許可を構成員のいずれかの者が有し、産業廃棄物を事業範囲とすることを満たしていること。

- ・ がれき類、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、金属くず（自動車等破砕物を除く）、廃酸、廃アルカリ

- (7) 廃棄物処理法第14条第1項の規定に基づき、上記2(6)に掲げる産業廃棄物を事業範囲とする都道府県知事及びその産業廃棄物の中間処理を行う施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。

ただし、共同企業体を結成する場合にあっては、上記2(6)に掲げる産業廃棄物を事業範囲とする都道府県知事又はその産業廃棄物の中間処理を行う施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の産業廃棄物収集運搬業の許可を構成員のいずれかの者が有し、産業廃棄物を事業範囲とすることを満たしていること。

- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事につき特定建設業の許可を受けたものであること。

- (9) 共同企業体の結成については、結成する全企業が上記2(3)の資格を必須とし、(4)～(8)のいずれかの資格を有している者同士が共同企業体を結成することを「可」とするが、資格を有している業務にしか実行できないことに留意すること。

なお、共同企業体を締結した協定書の写しを提出すること。

また、結成した共同企業体の構成員が、当該発注案件に対して単体企業として入札に参加することはできないことに留意すること。

- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (11) 競争参加資格確認申請書及び証明書類（以下、「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に四国森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号）及び「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年

6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(12) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(13) 入札公告の2(7)及び上記2(12)の「予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格」は次のとおりとする。

POPs廃農薬の無害化処理業務における汚染土壌の除去の実績又は土壌汚染法に基づく掘削除去による汚染土壌の除去の実績を有すること。

(14) この一般競争入札に参加できる者は、入札公告及び入札説明書に記載されている競争参加資格を有することを証明する書類を、入札公告に定める期限・場所に提出し、確認を受けた者であること。

(15) 入札に参加しようとする者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものととする。

3 質問の受付及び回答

(1) 本入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出すること。

ア 提出期限

公告日の翌日より入札執行日の5日前(休日の場合は前日とする)まで。

イ 提出場所

〒780-8528 高知市丸ノ内1-3-30

四国森林管理局 経理課 企画係 電話:088-821-2060

メールアドレス:shikoku_keiri@maff.go.jp

ウ 提出方法

書面は、原則として電子メールにより提出するものとする(提出期限必着。)

(2) (1)の質問書が提出されたときは、書面(電子メール)により回答する。

また、(1)の質問及び回答の写しを、質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札執行日の前日まで四国森林管理局ホームページに掲載する。

http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html

4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、上記2に記載されている競争参加資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書(別紙様式1)により、以下の証明書類を、次に定める期限・場所に提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記2(3)の認定を受けていない者も次に従い

申請書等を提出することができる。この場合において、上記2(1)(2)及び(4)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記2(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。また、当該確認を受けた者が競争に参加するには、開札の時ににおいて上記2(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。なお、次に定める期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(1) 証明書類

- ① 全省庁統一資格の「資格審査結果通知書」の写し
- ② 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可書写し
- ③ 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可書写し
- ④ 特定建設業の許可証の写し
- ⑤ P O P s 廃農薬の無害化処理業務における土壌汚染の除去の実績、又は土壌汚染対策等に基づく掘削除去による土壌汚染の除去の実績を証明できる契約書の写し

(2) 提出部数 1部

(3) 提出方法

申請書等は、次により電子調達システム（以下「システム」という。）により、PDF ファイル形式により送信すること。なお、紙入札による場合は、競争参加資格確認申請書（別紙様式1）及び上記(1)「証明書類①～⑤」をそれぞれ添付し提出すること。

ア システムによる提出の場合

提出期間：令和8年3月26日から令和8年5月14日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。（ただし、システムのメンテナンス期間を除く）

提出方法：システムの添付資料フィールドに申請書等を添付し提出すること。ただし、添付するファイルの合計容量が50MBを超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は、1通につき7MB以内とする。）で提出すること（締切日時必着。）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送信するものとし、下記の内容を記載した書面（様式自由）をシステムにより、申請書として送信すること。

(ア) 電子メールで提出する旨の表示

(イ) 書類の目録

(ウ) 書類のページ数

(エ) 提出年月日、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレス

電子メールの提出先は以下のとおり。

四国森林管理局 経理課 企画係

電話：088-821-2060

メールアドレス：shikoku_keiri@maff.go.jp

イ 紙入札方式による場合

受付期間：令和8年3月26日から令和8年5月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日及び12時00分から13時00分までを除く）の9時00分から17時00分までとする。

受付場所：〒780-8528 高知県高知市丸の内1-3-30

四国森林管理局 経理課 企画係

(4) 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札公告及び入札説明書において求められた資格要件を有することについて、入札日の前日までにその者の負担において説明をしなければならない。

(5) その他

- ① 提出された申請書等は、返却しない。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。
- ③ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ④ 申請書等が提出されたことをもって、提出者に事業受注意欲があるものとみなす。
- ⑤ 申請書等のヒヤリングは、原則として実施しない。
- ⑥ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者等に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においては、この限りではない。
- ⑦ 申請書等に虚偽の記載をした場合その他入札に関する条件に違反した場合においては、「指名停止等措置要領」に基づく指名停止若しくは書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、令和8年5月20日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

5 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、その理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限 令和8年5月29日17時00分
- ② 提出場所 〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30
四国森林管理局 経理課 企画係
電話 088-821-2060

shikoku_keiri@maff.go.jp

③ 提出方法 書面は、原則として電子メールにより提出するものとする（提出期限必着。）。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和8年6月3日までに説明を求めた者に対し、書面（電子メール）により回答する。

6 入札手続等

(1) 入札書はシステムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式による提出の場合は、発注者へ事前に連絡し入札書を封緘のうえ、かつ、その封皮に商号又は名称及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し持参すること。入札書等の記載事項を訂正することはできない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 事業費内訳書の提出

ア 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書の提出を求める。

事業費内訳書の様式については自由であるが、記載内容は数量、単価、金額等を明らかにすること。

イ 提出方法

(ア) システムによる提出の場合

事業費内訳書を本入札説明書の4(3)に示すファイル形式にて作成し、添付フィールドに添付し、入札書とともに提出すること。

(イ) 紙入札方式による提出の場合

入札書とともに提出すること。

ウ 提出された事業費内訳書は返却しないものとする。

エ 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し、記名を行った事業費内訳書を提出しなければならない。なお、支出負担行為担当官が提出された事業費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該事業費内訳書が未提出の場合は、当該入札は無効とする。

(5) 入札の日時及び場所等

ア システムによる入札の場合は、令和8年6月2日9時00分から令和8年6月4日10時00分までの間に提出すること。

イ 紙方式による入札の場合は、令和8年6月4日10時00分までに、四国森林管理局6階会議室へ持参すること。この場合、支出負担行為担当官より競

争参加資格があることが確認された旨の「競争参加資格確認通知書」の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

ウ 郵送による入札は書留扱いとし、上記3(1)イあてに令和8年6月3日17時までに必着とする。また、開札の結果が不落となり、再度の入札を行うこととなった場合、郵送による入札者はこの再度入札に参加できない。

エ 入札日時等に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

(6) 開札の日時及び場所等

開札は、システムにより、令和8年6月4日10時01分に四国森林管理局6階会議室において行う。

紙方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行う。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

(7) 入札の無効

ア 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、イ 申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札、ウ 別冊入札者注意書において示した入札に関する条件に違反した入札、エ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(8) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同点の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、システムにより入札がある場合は、システムの電子くじにより落札者を定めることができる。

ウ 予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、下記5に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

7 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から資料の提出、

事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業の履行期間の延期は行わない。

提出を求める資料等

- ア 当該価格で入札した理由
- イ 積算内訳書
- ウ 手持ち事業の状況
- エ 手持ち資材の状況
- オ 資材購入先一覧
- カ 手持ち機械の状況
- キ 労務者等の具体的供給見通し
- ク 過去に受注した同種の事業名及び発注者
- ケ 信用状況の確認
- コ その他必要な事項

- ① 説明資料の提出期限は、入札日の翌日から起算して2日以内（休日等を含まず）とし、提出期限後の差替え及び再提出は認めないものとする。また、開札後に予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対して追加資料の提出に対する意向の確認を求めた際に、追加資料の提出の意向のない場合は、追加資料の提出を行わない旨を書面にて提出するものとする。この場合は、当該者の入札は無効となるが、当該者に対して入札無効以外の不利益な措置が課されるものではない。
- ② 追加資料を提出する場合で、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札者注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

8 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

- (2) 契約書の作成

別途示す契約書案により契約書を作成するものとする。

- (3) 支払条件

支払は、業務終了後の検査の合格に基づく受注者からの支払い請求に基づいて行われるものとし、前払い、部分払いは行わないものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別紙様式 1)

(表紙 1-1)

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
四国森林管理局長 田中 晋太郎 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 8 年 3 月 25 日付けで入札公告のありました産業廃棄物処理業務一式に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の記の 2 (3) 及び入札説明書の 2 (3) に定める全省庁統一資格の「資格審査結果の通知書」写し
- 2 入札公告の記の 2 (4) 及び入札説明書の 2 (4)、(6) に定める処分業の許可書の写し
(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物)
- 3 入札公告の記の 2 (5) 及び入札説明書の 2 (5)、(7) に定める収集運搬業の許可書の写し
(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物)
- 4 入札説明書の 2 (8) に定める特定建設業の許可書の写し
- 5 P O P s 廃農薬の無害化処理業務における汚染土壌の除去の実績又は土壌汚染法等に基づく掘削除去による汚染土壌の除去の実績を証明できる契約書等の写し

(備考) 紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。